

若者等定住促進奨励金交付要綱の一部改正の内容について

1. 勝浦市若者等定住促進奨励金

若者等が安心して生活できる住宅環境の確保を支援することで、勝浦市への定住を促進し、もって活力ある地域づくりの推進を図るため、若者等定住促進奨励金を交付する。

2. 交付対象者の改正

改正前 世帯の世帯主 ⇒ 改正後 新たに住宅を取得した者又は賃貸住宅の契約者

※（所有権又は契約者が複数の者の共有に属する時は、委任を受けた代表者）

3. 奨励金の申請に関する要件の改正

○ 若者等住宅取得奨励金



○ 若者等賃貸住宅入居奨励金



※住宅を取得した日・・・登記事項証明書に記載された保存登記完了年月日及び所有権移転登記完了年月日

申請対象者の例

(例) 若者等住宅取得奨励金



(例) 若者等賃貸住宅入居奨励金

